

県内企業感染防御型 With コロナ新事業展開支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、県内企業感染防御型 With コロナ新事業展開支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「県内中小企業者等」とは、鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号、以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に該当する個人事業主又は会社、同条第5項に定めるもの又は任意グループ（組織化された団体として活動しているものであって、かつ、強化法第2条第1項に該当する個人事業主、会社又は同条第5項に定めるもの等の複数で構成され、構成員の利益となる事業を行うものをいう。以下同じ。）をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、With コロナを前提とした感染対策を図りながら新規分野進出による事業転換等の取組を支援することで、県内中小企業がコロナ禍で変容した生活様式や市場に対応しながら事業継続して持続的に発展することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、別表1の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。また別表1の第4欄に掲げる額を上限とする。）とし、事業実施期間は別表1の第6欄に定める期間とする。

3 本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

4 補助事業の実施にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助事業実施概要書等の提出及び審査)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による補助事業実施概要書を商工労働部長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 知事は、前項の補助事業実施概要書の提出があったときは、審査会等に諮り、その意見をもとに採択の可否を決定するものとする。

3 前項の審査に当たっては、別に定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

(交付申請の時期等)

第6条 知事は、前条第2項の審査の終了後、補助事業実施概要書等を提出した者に対し速やかに採択の可否を通知する。また、事業採択となった者（以下「事業採択者」という。）は採択の通知の日から2週間以内に規則第5条の申請書を提出するものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。

3 事業採択者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更等）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 交付目的の達成に支障が生じるおそれのある事業計画の大幅な変更
- 2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第4号及び様式第5号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（現地調査）

第10条 知事は、前条の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて職員に現地調査を行わせることができるものとする。

（補助金の支払い）

第11条 補助事業者への補助金の支払いは、規則第18条第1項の規定による補助金の額の確定に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が希望する場合、知事は補助金の概算払を行うことができるものとし、その金額は、交付申請額の2分の1以内の額（千円未満切り捨て）とする。
- 3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第7号及び第8号を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、概算払による本補助金の支払いを行うときは、様式第9号によりあらかじめ通知するものとする。
- 5 知事は、第2項の規定による概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。

（財産の処分制限）

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。
- 3 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（収益納付）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったと

きは、当該収入があったことを知った日から30日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

別表1（第4条関係）

1 補助事業	次に掲げる事項すべてを満たす事業 (1) With コロナを前提とした感染対策を図りながら新型コロナウイルス感染症蔓延以降の需要を獲得する事業転換等の取組であって、次に掲げるア～エのいずれかに該当するもの ア 新規事業分野への進出 イ 販路獲得のための新規手法の導入 ウ 新商品・サービスの開発 エ その他商工労働部長が特に必要と認めたもの (2) 国・県及び市町村等、行政機関の示すWith コロナの対策を踏まえた取組であるもの (3) 認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号、以下「強化法」という。）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）と事業計画を策定したもの
2 補助対象者	次に掲げる事項すべてを満たす事業者 (1) 県内中小企業者等又は商工労働部長が特に必要と認めた者であること (2) 申請前直近1年のうち、任意の3か月の売上高の合計が、平成31年1月以降の同3か月の売上高の合計と比較して10%以上減少していること
3 補助率	1/2
4 限度額	5,000千円
5 下限額	1,000千円
6 補助対象期間	交付決定日から令和5年2月28日まで

別表2（第4条関係）

補助対象経費		内容
事業区分	費目	
FS調査費	マーケティング戦略費	市場・競争環境の調査またはマーケティング戦略（製品、価格、流通、プロモーション戦略）構築の助言を外部専門家へ依頼する経費
新商品（役務）開発費	機械器具費	機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費
	原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費
	技術指導費	外部専門家からの技術指導、新商品（役務）のブランディング・プロデュースに係る指導に要する経費
	外注費	開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング等を外部に依頼するために必要な経費
	直接人件費	新商品（役務）開発に従事する従業員・アルバイトについて、当該開発に直接従事する時間の給与及び賃金相当額
	産業財産権導入費	必要な産業財産権を導入するための経費
人材育成費	教材費	教材の作成、購入又は借用に要する経費
	受講・講師料	研修の受講、研修の対価として講師に支払われる経費
販路開拓費	会場整備費	展示会・イベント等の会場の装飾等に要する経費
	保険料	展示品等への保険に要する経費
	通訳翻訳料	展示会・イベント等での通訳又は資料等の翻訳に要する経費
	出店登録料	インターネット上の仮想商店へ出店する際の基本登録料
	営業代行料	販路開拓を外部専門家に依頼するために必要な経費
	広告宣伝費	ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成・改訂または広告掲載に要する経費
共通経費	旅費交通費	従業員及び外部専門家等の移動に要する経費
	会場借料	会議、展示会・イベント等の会場費・場所代として支払われる経費
設備導入費	設備導入費	事業計画の実施に必要な建物、設備（機械装置、工具器具、備品、システム）の県内事業所への導入費（購入、新增設、改修、リース費用等）
その他の費用	その他、新商品・新サービスの開発に要する費用で商工労働部長が必要と認めるもの	

※ 消費税・振込手数料については、補助対象経費から除くものとする。

※ 事業実施につき付随的に支出する消耗品費は対象外とする。

様式第1号 (第5条関係)

県内企業感染防御型 With コロナ新事業展開支援補助金 事業実施概要書

1 実施主体の概要

企業名							
代表者職・氏名							
住所	〒						
電話番号・ファクシミリ							
担当者職・氏名							
メールアドレス (担当者)							
業種							
資本金・出資金 (千円)							
従業員数 (代表者を除く)	人						
誓約事項 ※誓約する場合は、各項目の成約欄に○を記載すること。	申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。						
	<table border="1"> <tr> <td>誓約</td> <td>項目</td> </tr> <tr> <td></td> <td>暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 及び暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) ではないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。</td> </tr> </table>	誓約	項目		暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 及び暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) ではないこと。		暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
	誓約	項目					
	暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 及び暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) ではないこと。						
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。						

2 事業計画書策定支援にあたった認定経営革新等支援機関の情報

支援機関 ID (12桁)	
[名称]	
[担当者等名]	
[連絡先電話番号]	
[報酬の有無] ※成功報酬含む	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

3 売上状況

直近1年のうち任意の3月の売上		コロナ以前の同月の売上		差引額
年 月	円	年 月	円	
年 月	円	年 月	円	
年 月	円	年 月	円	
計	A: 円	計	B: 円	B-A 円
				円
減少幅				%減

4 事業計画の概要

事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業分野への進出 <input type="checkbox"/> 販路獲得のための新規手法の導入 <input type="checkbox"/> 新商品・サービスの開発 <input type="checkbox"/> その他
計画の名称	
概要	
ガイドライン	※参考とし、遵守する With コロナ対策のガイドラインの名称を記入してください。

(添付書類)

- ・事業計画書 (様式自由。別添記載要領に沿って作成すること。)
- ・補助事業収支予算書 (別紙)
- ・定款又は事業者の概要が分かるパンフレット等
- ・直近の決算書 (個人事業主の場合は確定申告書類の控)

(別紙1)

補助事業収支予算書

1. 収入の部

(単位：円)

科目	金額 (補助対象経費の額)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
補助対象経費計		

2. 支出の部

(単位：円)

経費内容	発注先 ／所在地	補助事業に 要する経費 (消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税を除く)	負担区分	
				補助金負 担	自己負担
小計					

※補助率1/2

※千円未満切捨

- (注)
- 1 必要に応じて、見積書等を添付すること。
 - 2 補助対象経費について、県外事業者への発注を予定している場合は、別紙2「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、収支予算書とあわせて提出すること。
 - 3 委託費及び工事費のうち、補助対象経費とできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限り。
 - 4 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない)

(別紙2)

県外発注理由書

事業区分	経費の内容	発注先事業者名	発注先所在地	当該経費に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理由、 県外発注で無ければなら ない理由

様式第2号（第6条、第8条関係）

補助事業（変更）実施計画書

1 申請者の概要

名称、代表者職・氏名	
住所	
企業等の概要	【業種】 【資本金】 【従業員数】
担当者	【所属・役職・氏名】 【電話番号】 【メール】

2 実施内容及び収支計画

別添事業計画書のとおり

※添付書類

・事業計画書

※公募要領に基づき、認定経営革新等支援機関（商工団体、金融機関、中小企業診断士、税理士等）と事業計画書を策定してください。

※本計画書は、事業実施概要書（様式第1号）、補助事業収支予算書（別紙1）、県外発注理由書（別紙2）と併せて提出してください。

様

職氏名



県内企業感染防御型 With コロナ新事業展開支援補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった県内企業感染防御型 With コロナ新事業展開支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「交付規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、交付規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の補助対象経費の額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|--------------|---|---|
| (1) 補助対象経費の額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額に、県内企業感染防御型 With コロナ新事業展開支援補助金交付要綱（令和4年6月●日付第202200071588号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第9条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、交付規則及び要綱の規定に従わなければならない。

補助事業実施報告書

1 申請者の概要

名称、代表者職・氏名	
住所	
企業等の概要	【業種】 【資本金】 【従業員数】
担当者	【所属・役職・氏名】 【電話番号】 【メール】

2 実施内容

(1) 計画の名称	
(2) 事業期間	開始 年 月 日 ～ 終了 年 月 日
(3) 実施結果	※補助事業実施計画書に記載した実施項目に沿って、取組み内容を具体的に記載 (当初計画からの変更内容・経緯等についても記載)
(3) 事業実施による効果の見込み	

※添付書類： 事業の実施状況が分かるもの（成果物、購入物品、導入設備の写真等）

補助事業収支決算書

1. 収入の部 (単位：円)

科目	補助対象経費の金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
補助対象経費計		

2. 支出の部 (単位：円)

経費内容	発注先 /所在地	補助事業に要 する経費 (消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税を除く)	負担区分	
				補助金負担	自己負担
小計		()	()	()	()

※補助率 1/2
※千円未満切捨

- (注)
- 1 委託費及び工事費のうち、補助対象経費とできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限る。
 - 2 括弧内には交付決定時の金額を記載すること。
 - 3 必要に応じて行を増やして使用すること。(1 ページに収まらなくても構わない)

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
名称
代表者名 印

令和4年度仕入控除税額確定報告書

県内企業感染防御型 With コロナ新事業展開支援補助金第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円
 - (2) 補助対象経費の額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）
金〇〇〇〇〇〇〇〇円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金〇〇〇〇〇〇〇〇円
- 4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）
$$(3 - 2) \times \frac{1 \text{ の (1) }}{1 \text{ の (2)}}$$
 金〇〇〇〇〇〇〇〇円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
名 称

代 表 者 職

代 表 者 氏 名

県内企業感染防御型 With コロナ新事業展開支援補助金に係る概算払請求書

年 月 日付第 号により交付決定を受けた県内企業感染防御型 With コロナ新事業展開支援補助金について、県内企業感染防御型 With コロナ新事業展開支援補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助対象経費額	円
概算払希望額	円
支払希望時期	令和 年 月 日頃
概算払を希望する理由	
口座情報	銀行名： 支店名： 種 別： 普通 ・ 当座 口座情報： (店番) _____ — (口座番号) _____ 口座名義(フリガナ)： _____ ※請求者と口座名義人が異なる場合には、以下にもご記入ください。 請求者と口座名義人が異なっていますが、以下の者に受領を委任します。 受任者名・住所 _____
添付書類	・ 様式第8号 経費支出計画書

経費支出計画書

（単位：円）

事業区分・費目	内容	補助対象経費	補助金額	支出時期（年月）
			/	
合 計				

※交付決定を受けた補助事業収支予算書に沿って記載すること

※必要に応じて行を増やして使用すること

様式第9号（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

（企業名）
（代表者氏名） 様

鳥取県知事 平井 伸治

県内企業感染防御型 With コロナ新事業展開支援補助金概算払通知

令和 年 月 日付第 号で交付決定通知（及び 年 月 日付 第 号
で変更承認通知）をした本補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付
規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。

記

1 交付決定額	円
2 概算払額	円
3 残 額	円